

地方環境パートナーシップ推進事業

147百万円（148百万円）

総合環境政策局民間活動支援室

1. 事業の必要性・概要

環境省では、平成23年6月に議員立法により成立した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）第19条第1項に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の取組を効果的に推進するための拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」（以下、地方EPO）を整備し、企業やNPO等の民間団体等に対して、環境保全活動や環境教育、協働取組等に関する情報提供や助言、交流の機会の提供等を実施しているところ。

また、環境教育等促進法では協働取組の重要性が一貫して盛り込まれており、地方EPOが果たす役割もより重要なものとなっている。

2. 事業計画（業務内容）

環境教育等促進法第19条第1項に基づき、行政、企業、NPO等あらゆる主体に対して、環境保全活動や環境教育、協働取組等に関する情報収集、情報発信、相談や助言、交流の機会の提供を行うとともに、環境教育等促進法第21条の4等による協働取組の円滑な実施を図るための措置として、協働取組に関する相談対応やコーディネートを行うプロセスマネージャーの配置等を実施し、地方EPOの機能の強化・充実を図るもの。

3. 施策の効果

地方EPOの機能の強化・充実を図ることで、全国各地において、行政、企業、NPO等の民間団体等による環境保全活動や環境教育等に関する協働取組を促進することができる。また、情報収集、情報発信、相談や助言、交流の機会の提供等、環境教育等促進法の拠点機能の役割を全うすることで、地域における環境保全活動や環境教育の促進に寄与し、地域のパートナーシップ形成や協働取組の促進を図る重要な拠点機能としての役割を果たすことができ、地域における持続可能な社会の構築を促進することができる。

地方環境パートナーシップ推進事業

平成26年度予算要求額147百万円(平成25年度予算額148百万円)

背景・課題

・「環境教育等による環境保全活動の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)第19条に基づく、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の取組を効果的に推進するための拠点として、平成16年度より全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスを整備・運営。

施策

- ・北海道地方環境パートナーシップオフィス
- ・東北地方環境パートナーシップオフィス
- ・関東地方環境パートナーシップオフィス
- ・中部地方環境パートナーシップオフィス
- ・近畿地方環境パートナーシップオフィス
- ・中国地方環境パートナーシップオフィス
- ・四国地方環境パートナーシップオフィス
- ・九州地方環境パートナーシップオフィス

拠点機能の充実・強化により

- ・行政、企業、NPO等などの民間団体等とのネットワークによる情報収集や情報発信
- ・交流の機会の提供・活用によるネットワークの深化や拡大
- ・プロセスマネージャーの配置による協働取組に関する相談対応やコーディネート等の支援等 を実施

効果

- ・環境教育等促進法第19条第1項第1号から4号に明記された拠点が果たす機能の着実な実施が図られるほか、同第21条の4に基づく協働取組に係る手続の円滑な実施が図られる。
- ・地域における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の効果的な推進が全国的に図られる。